

令和2年12月22日

保護者の皆様へ

流山市長 井崎 義治
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する家庭保育の協力についてのお願い
平素より本市の保育事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。
ます。

市内の認可保育施設については、感染予防対策に留意した上で、原則として開園しておりますが、このたび令和2年10月23日付新型コロナウイルス感染症対策分科会発出の「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び同年12月17日付千葉県発出の「年末年始の感染拡大防止のための対策の実施について」が通知されたこと、及び当市認可保育施設においても令和2年12月21日現在まで、複数園で陽性者が出ていることに伴い、感染症の拡大防止の観点から、家庭保育が可能な方につきましては、下記のとおりできる限りお子様の登園を控え、ご自宅でお過ごしいただきますようお願いいたします。

記

1 要請期間：令和2年12月24日(木)から令和3年1月9日(土)

※登園自粛を強制するものではありません。

※新型コロナウイルスに感染した子どもや職員が、登園していた場合には、保健所と協議のうえ市の判断により、当該保育所等を臨時休園する場合があります。

2 保育料・食材料費について

登園自粛にご協力いただいた日について、保育料は日割り計算となります。
また、3歳以上児の食材料費の徴収について、日割り計算により、減額ができることとしています。ただし食材については、通常1か月前に発注し、準備するため、各保育所等によって対応が異なります。詳細は改めて各保育施設からご案内させていただきます。

なお、0～2歳児については、通常の保育料に食材料費が含まれておりますので、登園自粛に協力いただいた場合、食材料費を含め、日割り計算を行います。

※手続き等詳細は後日、市ホームページでご案内いたします。(裏面に続く)

3 保育の必要性の認定について

(1) 育児休業からの復職予定の方

上記要請期間中に育児休業から復職予定の方で、家庭保育にご協力いただける方は、その期間に限り復職日の延長を認める（退園を求めない）こととします。ただし1月末日までに復職していただくことが必須となります。

(2) 求職活動中の方

求職活動期間が令和3年1月末までの方で、登園自粛要請期間中に家庭保育にご協力をいただける方は、最長で令和3年2月26日（金）まで認定期間を延長可能といたします。ただし書類の提出締切日は、認定期間満了日が属する月の18日までとなりますので、ご注意ください。

(例) 1月末で認定期間満了の方: 1月18日までに求職活動期間延長の申請、
2月18日までに就労証明書等を提出。

4 長期休暇届について

原則2週間以上、保育施設をお休みする場合は「長期休暇届」の提出を求めています。要請期間中については本届の提出は不要です。

※このお知らせは、流山市にお住まいの保護者様向けです。

流山市以外にお住まいの方は、お住まいの自治体までお問い合わせください。

以上

(参考 QR コード)

年末年始に関する分科会から政府への提言



年末年始の感染拡大防止のための対策の実施について



【問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1
流山市子ども家庭部保育課
電話：04-7150-6124(直通)